

報告第1号

第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の
策定に係る概要等について

1 計画策定の趣旨

令和9年度から令和11年度における登別市の高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、国の介護保険事業にかかる基本指針等を踏まえ、「第10期登別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）」を策定します。

「第9期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」までの計画期間において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めてきたところですが、2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれております。地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、第10期計画では、地域の状況に応じた対応が求められていることから、今後発出が予定されております国の基本指針等も踏まえながら、実効性のある取組を進めていくための指針となる計画として位置づけます。

2 計画期間

第10期計画の期間は、令和9年度から令和11年度

3 計画策定体制

既存組織である「登別市介護保険運営協議会」の委員（10名）を「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）」の委員として委嘱し、検討会議の委員長及び副委員長は、登別市介護保険運営協議会の会長及び副会長がそれぞれ務め、委員長が会務を総理することとします。

検討会議の詳細は、別添の「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討会議設置要領」を御参照ください。

4 計画策定手法

検討会議委員から意見を頂き、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について一体のものとして策定します。

また、地域福祉計画との調和を保つとともに、北海道が策定する計画等との整合性にも配慮して策定します。

5 計画策定の法的根拠

(1) 高齢者保健福祉計画

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 介護保険事業計画

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）

第117条 市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 計画において定める主な事項

(1) 高齢者保健福祉計画

①本市において確保すべき老人福祉事業の量の目標

②以下の項目について、現状を把握し適当な量を見込む

- ・養護老人ホーム：老人福祉法第20条の4に規定する施設。環境上の理由及び経済的理由により自宅において生活することが困難な高齢者が市町村の措置により入所する
- ・軽費老人ホーム：老人福祉法第20条の6に規定する施設。身体機能の低下等により日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が入所する

③登別市地域福祉計画と調和の保たれたもの

(2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針という」）を基に記載します。

- ・基本指針：9月頃に国から基本指針（案）が公表される予定

7 アンケート調査について

計画策定の基礎資料とするため、次のアンケートを実施し、集計・分析作業を進めております。

種 類	内 容
介護サービス事業者 調査	事業所の事業状況や今後の事業展開、施設整備の意向を確認し、把握することを目的とした調査 ※8月までに実施予定
介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	一般高齢者、要支援者等を対象に、日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定に資することなどを目的とした調査 調査実施期間：令和7年12月2日 ～ 令和8年1月9日 調査対象者数：2,000人 調査回答者数：1,525人 ※現在分析作業中
在宅介護実態調査	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とした調査 調査実施期間：令和7年12月2日 ～ 令和8年1月9日 調査対象者数：408人 ※現在集計作業中

8 策定スケジュール（予定）

令和8年	4月	高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 検 討 会 議	人 口、 要 介 護 認 定 者 数、 各 種 調 査 等 の 集 計 分 析	-----
	5月			-----
	6月			-----
	7月			-----
	8月			-----
	9月			◆国の基本指針案の提示（～10月）、計画素案作成
	10月			-----
	11月			-----
	12月			◆パブリックコメント実施
令和9年	1月			◆議会への情報提供
	2月			-----
	3月			-----
	4月			◆第10期計画書の公表

9 検討会議の開催スケジュール（予定）

開催時期		検討内容等
第1回	令和8年6月30日	委員の委嘱、計画策定の概要・計画策定スケジュール・調査実施概要等の説明、第9期計画の評価の報告
第2回	令和8年9月下旬	国の基本指針案の報告、施策の体系、人口等推計・調査分析結果の報告、第9期計画の評価を踏まえた重点施策等の方向性の検討
第3回	令和8年11月中旬	計画素案の諮問
第4回	令和8年12月上旬	計画素案の答申
第5回	令和6年3月	計画の確定

※令和8年6月時点での予定であり、状況により今後変更となる場合があります。

登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討会議設置要領

(設置の目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定にあたり、高齢者保健福祉及び介護保険に関わる者の意見を反映させるため、登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、10名以内をもって組織する。

2 検討会議の委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を置くこととし、委員長及び副委員長は、登別市介護保険運営協議会の会長及び副会長がそれぞれ務めることとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長不在のとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務を処理するため、事務局を保健福祉部高齢・介護グループに置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行する。